住 宅 用 家 屋 証 明 書

租税特別措置法施行令
- （イ）第41条
  - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
    - （ａ）新築されたもの
    - （ｂ）建築後使用されたことのないもの
  - 特定認定長期優良住宅
    - （ｃ）新築されたもの
    - （ｄ）建築後使用されたことのないもの
  - 認定低炭素住宅
    - （ｅ）新築されたもの
    - （ｆ）建築後使用されたことのないもの
- （ロ）第42条第１項（建築後使用されたことのあるもの）
  - （ａ）第42条の２の２に規定する特定の増改築等がされた家屋で，宅地建物取引業者から取得したもの
  - （ｂ）（ａ）以外

の規定に基づき，下記の家屋（　　年　　月　　日 {（ハ）新築 / （ニ）取得}）がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
取得の原因 （移転登記の場合に記入）	（１）売買　　（２）競落

（注１）｛　｝の中は，該当するものをそれぞれ○印で囲む。
（注２）取得の原因については，該当するものを○印で囲む。